

令和4年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」 【実施要領】

平成28年度から毎年実施し、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえて全面的にリニューアルした本調査ですが、今年度の本調査についても、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担を考慮しておりますが、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化がどの程度進んでいるかのフォローアップを行うため、令和元年度に調査した業務の役割分担・適正化に資する項目等を加えつつ項目を限定しております。なお、令和元年度以降に質問項目から除外した項目についても、取組の必要性・重要性には変わりはないため、昨年度に引き続きチェックリストを作成しましたので、施策推進に当たってご活用いただきますようお願いいたします。

1. 調査基準日 令和4年9月1日

2. 調査対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会
(特別区、広域連合、共同設置の教育委員会、一部事務組合を含む。)

※ 各教育委員会が「所管」している各学校に対する取組状況についてお答えください。
(各学校に回答を求める調査ではありません。)

※ ただし、「4. 好事例」については、都道府県教育委員会におかれては、都道府県立学校における取組に加えて、域内の小中学校等の状況も含め、お答えください。(域内の市町村教育委員会の回答と重複しても構いません)

※ 市町村合併等により、令和4年9月1日時点で存在しない教育委員会は調査対象外とします。

3. 回答期限 令和4年10月24日(月)(厳守)

4. 回答方法

9月中にお知らせする URL にアクセスし、教育委員会毎に WEB 上で回答してください。

※都道府県において市町村の回答を集約する形式ではありません。

※回答内容によっては、e-mail で資料の提出をお願いしている設問があります。

5. 調査結果の公表

調査結果については、教育委員会単位で実施状況を公表(12月末を予定)予定

※ただし、以下の質問の公表等の扱いは、次のとおりとする予定です。

- 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」において、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測することとしていることを踏まえ、【問1-②】の回答状況について、別途、一覧を作成した上で、教育委員会名を公表する可能性があります。
- 【問2】及び【問3】は、教育委員会において把握されているかどうかを問う調査であるため、調査を機に学校に改めて調査をすることがないようお願いいたします。
- 【問3】については、教育委員会によって、集計方法や対象とする時間・職員の範囲等が異なるため、回答いただいた具体の数字については、教育委員会単位では公表せず、回答があった都道府県・市区町村のデータ等を分析の上、国全体で見取れる月別の傾向等を取りまとめて公表する予定です。ただし、前回と同様に、教育委員会において、当該問に回答できたか否かについては、教育委員会単位で公表します。

- 【問6-②（休日の「まとめ取り」）】については、あくまでも各地方公共団体の判断により条例で選択的に活用できるよう法整備された制度であるため、実施率の高低が望ましい／望ましくない状況を表すものではありません。
- 【問8（好事例）】は、事例の中からいくつかピックアップした上で、令和3年度と同様に概要等をまとめ公表する予定です。（該当する教育委員会には、発表資料の文面等は別途ご相談いたします。）

6. その他

各教育委員会のセキュリティ上、WEB形式での回答が困難な場合は、電子メールでの回答（Excel）をお願いする予定です。

令和4年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

教育委員会名（ふりがな）	
都道府県	
団体コード	
都道府県教育委員会の場合	
政令指定都市教育委員会の場合	
市区町村の教育委員会の場合	
働き方改革・業務改善担当部署	
働き方改革・業務改善担当者の役職	
働き方改革・業務改善担当者の氏名 （ふりがな）	
電話番号	
所属代表E-mailアドレス	
担当者E-mailアドレス	

1. 教職員の勤務実態の把握

【問1-①】

域内の学校における「在校等時間」等^(注1)の把握^(注2)の方法について、次の中から該当するものを選んでください。（複数回答可）

- ① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している
- ② 校長等の現認により客観的に把握している
- ③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している
- ④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している
- ⑤ その他の方法により把握している

（自由記述：

- ⑥ 把握していない

回答欄

(注1) 「在校等時間」等：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」)に定める「在校等時間(教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間)(※)」又は在校等時間に類する時間(勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定しています)

※ 在校等時間について(「指針」抜粋)

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、服務監督教育委員会が管理すべき対象とする。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

(注2) 「在校等時間」等の把握：服務監督権者である教育委員会が管理すべき、教育職員一人一人の具体的な「在校等時間」等を把握していることを指します(以降の質問においても同様)。

(参考)働き方改革推進法による改正(平成31年4月1日施行)後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者の義務とされたことを踏まえ、指針において、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測することとしている。

【問1-②】(問1-①で②~⑥を回答した場合はお答えください。)

客観的方法(ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法)による勤務実態の把握を開始する予定について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 令和5年1月(3学期開始)までに開始する
- ② 令和5年4月までに開始する
- ③ 令和5年4月以降から開始する
- ④ 開始予定なし

回答欄

【問1-③】(問1-②で④を回答した場合はお答えください。)

ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による勤務実態の把握を開始しない理由(自由記述。支障となる事情について具体的に御教示ください。)

回答欄	
-----	--

【問2-①】

教育委員会で把握している学校の範囲について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① すべての学校における「在校等時間」等を把握している
- ② 一部の学校の「在校等時間」等を把握している

回答欄

【問2-②】

問2-①で回答した「在校等時間」等の把握の期間について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 年間を通じて把握している
- ② 一定の時期のみ（例：毎年4～8月のみ）把握している

回答欄

【問3-①】（問2-①で①と回答した場合はすべての学校の状況を、②の場合は、把握している学校のみ
の状況をお答えください。）

域内の学校における教職員のうち、以下の各月について、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間について、教育委員会で把握している範囲内で、お答えください。

※ 回答時点において、教育委員会にデータが集約されておらず、各学校に確認しないと回答できない場合については、回答不要です。

① 45時間以下、② 45時間超～80時間以下、③ 80時間超～100時間以下、④ 100時間超である教師等のそれぞれの人数について、学校種毎に記入してください。

【学校種別】

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校（義務教育学校前期課程含む）、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む）、高等学校（中等教育学校後期課程含む）、特別支援学校

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
R4 4月	①45h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	②45h超-80h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	③80h超-100h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	④100h超	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
5月	①45h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	②45h超-80h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	③80h超-100h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	④100h超	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
6月	①45h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	②45h超-80h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	③80h超-100h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	④100h超	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

7月	①45h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	②45h超-80h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	③80h超-100h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	④100h超	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
8月	①45h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	②45h超-80h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	③80h超-100h以下	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	④100h超	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【問3-②】

上記の表の合計人数に関して、職種ごとに次の中から該当するものを選んでください。

- ① 合計人数に含まれる
- ② 合計人数に含まれない
- ③ 配置していない

- (A)校長
(B)教頭・副校長
(C)主幹教諭・指導教諭
(D)教諭
(E)助教諭
(F)養護教諭

回答欄

- (G)養護助教諭
(H)栄養教諭
(I)講師
(J)事務職員
(K)学校栄養職員
(L)学校図書館事務員、看護師、用務員等の職員

回答欄

【問3-③】

上記で算出している「在校等時間」等に含まれる時間について、該当するものすべてに○してください。

- ①校内に在校している在校時間（平日）
- ②校内に在校している在校時間（休日・週休日）
- ③校外での勤務（出張、研修等）の時間（平日）
- ④校外での勤務（出張、研修等）の時間（休日・週休日）
- ⑤各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等による時間

回答欄

（参考）働き方改革推進法による改正（平成31年4月1日施行）後の労働安全衛生法体系において、

- ・ 事業者は、一週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者等に対し、通知しなければならないこと、
- ・ 医師による面接指導の対象となる労働者の要件が、一週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者に見直されたこと、などが規定された。

【問4】

「在校等時間」等の公表について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 把握している学校について、全体の状況を取りまとめて公表している

(URL :)

- ② 把握している学校ごとに公表している

- ③ 公表していない

回答欄

【問5】

新型コロナウイルス感染症対策のために、令和4年4月～8月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目について、学校種ごとに該当するものすべてを選んでください。

(複数回答可)

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
①土曜日の活用					
②長期休業期間の短縮					
③平日における授業時間数の増加					
④教育課程に位置付けない補習の実施					
⑤分散登校の実施					
⑥教員による清掃・消毒作業					
⑦部活動の活動時間の短縮又は自粛					
⑧学校行事の中止・延期または縮小					
⑨長期休業期間の延長					
⑩ICT端末を活用した学習指導 (※)					
⑪所管する学校無し					

※ 新型コロナウイルス感染症による臨時休業時や欠席した児童生徒に対して、同時双方向型のウェブ会議システム、学習動画、デジタル教科書・デジタル教材、学校作成教材等を利用する学習指導

2. 改正給特法の施行を踏まえた対応状況

【問6】

令和元年12月に公布された給特法の一部を改正する法律による改正後の給特法について、以下の質問にお答えください。

【問6-①】

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）について

（ア）＜都道府県・指定都市教育委員会のみ＞

・指針を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定める上限方針（所管する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針。以下同じ。）の実効性を高めるための条例の整備状況について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 令和3年度以前の議会において条例改正を行った。
- ② 令和4年度（4月～8月）の議会において条例改正を行った。
- ③ 令和4年度（9月～3月）の議会において条例改正を行う予定である。
- ④ 条例に明確な根拠となる規定が既に整備されており、条例改正は行わない。
- ⑤ 条例の整備については検討中である。

回答欄

（イ）＜全ての教育委員会＞

・指針を踏まえ、上限方針を教育委員会規則等として位置づけるなどの規則等の整備状況について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 令和3年度以前に規則等の整備を行った。
- ② 令和4年度（4月～8月）において規則等の整備を行った。
- ③ 令和4年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である。
- ④ 規則等の整備については検討中である。

回答欄

【問6-②】 休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制について

＜都道府県・指定都市教育委員会のみ＞

・休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制に関する条例の整備状況について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 令和3年度以前の議会において条例の整備を行った。
- ② 令和4年度の議会において条例の整備を行う予定である。
- ③ 時期は未定だが、条例の整備を行う予定である。
- ④ 条例の整備を行う予定はない。
- ⑤ 条例の整備を行うか否かを含めて検討中である。

回答欄

3. 具体の取組状況

【問7】次に掲げる取組状況について、

【a:既の実施した又は実施中】、【b:実施に向けて検討中】、

【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】、【d:学校種の性質上、検討する余地がない】

のいずれかを選択してください。

※ ●：H31調査項目と同様の質問あり ■：R3調査項目と同様の質問あり

▲：R2調査項目と同様の質問あり

a,b,c,d		回答欄							
①●■▲	所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している								
②●■▲	学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している								
③●■	登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している								
④●■	放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している								
⑤●■	学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会で徴収・管理等を行っている								
(aを回答した場合) 学校徴収金の徴収方法について、あてはまるものに○してください。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>回答欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table>	回答欄						
回答欄									
①口座振替									
②口座振込									
③払込用紙での支払い※1									
④QRコード決済サービスでの支払い※2									
⑤現金徴収									
⑥その他									
※1：特定の口座への振込ではなく、コンビニエンスストアや金融機関等での支払いが可能となる払込代行業者による代理収納とすることを指します。 ※2：「〇〇Pay」等のスマートフォン等を活用した決済サービスによる支払いを指します。									
⑥●■	地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している								
⑦●■	学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している								
⑧●■	児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている								
⑨●■	校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている								
⑩●■▲	部活動について、部活動指導員や外部の人材の参画を図っている								
⑪●■	給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている								
⑫●■	授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている								
⑬●■	学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている								

⑭●■	学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	
⑮●■	進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	
⑯●■	支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	
⑰■▲	教師の業務の負担を軽減するために、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）をはじめとした支援スタッフの参画を図っている	
<p>(aを回答した場合)</p> <p>参画を図っている支援スタッフについて、あてはまるものに○してください。</p> <p>①教員業務支援員として雇用されている人材の配置※ ②地域住民との連携・協働 ③保護者等の協力</p> <p>※市区町村においては都道府県で雇用されている人材の場合も含む</p>		
<p>(教員業務支援員を選択した場合)</p> <p>教員業務支援員が参画している業務について、あてはまるものに○してください。</p> <p>①資料の印刷、配布準備 ②採点業務の補助 ③来客対応や電話対応 ④学校行事や式典等の準備補助 ⑤各種データの入力・集計 ⑥掲示物の張替 ⑦資料の整理 ⑧新型コロナウイルス感染症対策のための清掃活動（消毒作業を含む）</p>		
⑱■▲	教師の業務の負担を軽減するために、TT（Team Teaching）や習熟度別学習、放課後の補習、不登校児童生徒への支援等を行う支援スタッフの参画を図っている。	
⑲●■▲	学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っている	
⑳●■	授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図っている	
㉑■	学校と保護者等間における連絡手段について、Webアンケートフォーム等を活用してデジタル化を図っている（保護者向けアンケート、欠席・遅刻連絡、学校からのお便り等）	
<p>(a, bを回答した場合)</p> <p>デジタル化を図っていることに○をしてください。</p> <p>①保護者向けアンケート ②欠席・遅刻連絡 ③学校からの日常のお便り ④緊急時等における学校からの一斉連絡</p>		
㉒●■▲	教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している	

②③●■▲	学校閉庁日の設定をしている	
<p>(a, bを回答した場合)</p> <p>年間の設定期間について、あてはまるものに○してください。</p> <p>①5日未満 ②5日～10日未満 ③10日～15日未満 ④15日以上</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">回答欄</div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: auto;"></div>
②④●■▲	勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している	
②⑤●■▲	学校事務の共同実施をしている	
②⑥■▲	域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施している	
<p>(a, bを回答した場合)</p> <p>①学校規模に関わらずすべての学校で実施 ②50人以上の学校でのみ実施</p>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">回答欄</div> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: auto;"></div>
②⑦	<p>教職員の勤務時間を考慮した時間割や定期テスト、学期の区分の見直しなど、教育課程の編成上の工夫等に関する取組を実施している。</p> <p>(例)</p> <p>教科に係る一コマの時間(単位時間)を工夫している 一日当たりのコマ数を工夫している 教科以外の日課の時間削減(掃除時間等の削減)を図っている 定期テストの回数を削減している 二学期制を採用している</p>	
②⑧	<p>学校経営・学年経営の効率化に向けた取組を実施している。</p> <p>(例)</p> <p>校務分掌の見直しを図っている 共有カレンダー(デジタル)を用いてタスクを共有している 学校日誌をデジタル化している 学級通信の見直し(学級だより・学年だよりを学年だより・学校だより等に整理・統合するなど)を行っている</p>	
②⑨	学校行事の精選等を行っている。(行事の種類や内容を絞る、行事間の関連や統合を図るなど) ※おおむね令和元年度以降の取組を念頭に回答	
②⑩	職員会議(朝礼、終礼、打合せ等を含む)の効率化に取り組んでいる。(連絡掲示板・グループウェア等を用いた伝達事項の共有による回数の削減、オンラインによる会議、ペーパーレス化等)	

4. 取組事例

【問8】域内の学校における働き方改革の具体的な取組事例についてご記入ください。

(都道府県教育委員会におかれても、域内の小中学校等含め、お答えください) 【5つまで】
特に、コロナ禍だからこそ進んだ働き方改革に関する取組や、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)等の支援スタッフについて学校側のマネジメントにより有効に活用している例(マニュアルや業務依頼用紙の作成等)、ICTの活用により校務効率化をしている例、給食費以外の学校徴収金の事務負担軽減の例について、積極的にご紹介頂きますようお願いいたします。

※取組の関係資料等がある場合は、ko-mu@mext.go.jpまで提出をお願いいたします。

(1) 学校名

(2) 学校種

- ①幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)
- ②小学校(義務教育学校前期課程含む)
- ③中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む)
- ④高等学校(中等教育学校後期課程含む)
- ⑤特別支援学校

回答欄

(3) 取組分野(複数選択可)

- ①勤務時間の意識づけに関する取組
- ②教育課程等(日課表の見直し、カリキュラム、教科担任制、行事の精選等)に関する取組
- ③校務分掌(業務の平準化、業務削減等)に関する取組
- ④環境整備(職員室のレイアウト変更、備品管理等)に関する取組
- ⑤GIGA/ICT活用(成績処理、Webによるアンケート、ファイルサーバの共有、テレワーク等)に関する取組
- ⑥部活動(部活動指導員等の活用、地域移行等)に関する取組
- ⑦支援スタッフの活用(教員業務支援員、学習指導員等)に関する取組
- ⑧主幹教諭の活用に関する取組
- ⑨事務職員の活用に関する取組
- ⑩学校における働き方改革に向けた、民間企業や有識者等によるコンサルティングに関する取組
- ⑪その他

回答欄

(4) 新型コロナウイルス感染症対応が契機となり進んだ取組かどうか

- ①関係あり
- ②関係なし

回答欄

(5) 直面していた課題（取組前の様子）

例1)小テストを毎日実施するため、問題用紙の印刷や採点に時間がかかっていた。

例2) 配置された教員業務支援員が、教師から業務を依頼される機会が少なく、仕事があまりない状態であった。

例3) 教材費等の学校徴収金の取扱いについて、集金袋による現金徴収を行っており、金額に過不足がないかを確認する手間がかかっていた。

回答欄	
-----	--

(6) 在校等時間の縮減に向けた具体の取組内容

例1) Webアンケートフォームを活用して小テストを作成し、自動採点を行った
こ

とで、印刷や採点にかかる時間が削減された。

例2) 学校で教員業務支援員への業務依頼表を作成し、「なにを、いつまでに、どこに、どうするのか」といったことを明確にした上で依頼することをルール化したことで、教員業務支援員に仕事をお願いしやすくなった。

例3) 民間サービスによるQRコード決済サービスを取り入れ、学校徴収金における現金徴収を極力減らした。返金をする際にもオンラインでの対応となるため、保護者に学校まで来てもらう必要が無くなった。

回答欄	
-----	--